

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
35	遺児手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

清須市は、遺児手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

清須市長

## 公表日

令和4年3月1日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	遺児手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>・清須市遺児手当支給に関する条例(平成17年清須市条例第100号)及び清須市遺児手当支給に関する条例施行規則(平成17年清須市規則第78号)に基づき、同条例、規則で定める者 に対して遺児手当を支給するものである。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①遺児手当の認定申請の受理</li><li>②遺児手当の認定申請に係る事実についての審査</li><li>③遺児手当の認定申請の審査結果に係る申請者等への通知</li><li>④遺児手当の手当額改定請求の受理</li><li>⑤遺児手当の額改定請求の審査</li><li>⑥遺児手当の額改定請求に係る事実についての審査</li><li>⑦遺児手当の手当額改定請求の審査結果に係る請求者等への通知</li><li>⑧住所、氏名等の変更の届出の受理・確認</li><li>⑨受給者からの受給資格消滅の届出の受理</li><li>⑩受給者からの受給資格消滅の届出に係る事実の審査</li><li>⑪受給者からの受給資格消滅の届出の審査結果に係る届出者等への通知</li><li>⑫遺児手当の未支払の手当請求の受理</li><li>⑬遺児手当の未支払の手当請求に係る事実についての審査</li><li>⑭遺児手当の未支払の手当請求の審査結果に係る請求者への通知</li><li>⑮遺児手当所得状況の届出の受理</li><li>⑯遺児手当所得状況の届出に係る事実についての審査</li></ol>
③システムの名称	清須市遺児手当システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー

## 2. 特定個人情報ファイル名

受給者台帳情報ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第2項 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条
--------	--

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第14号	

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長

## 6. 他の評価実施機関

—

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	清須市 総務部 総務課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911
-----	--

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	清須市 健康福祉部 子育て支援課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911
-----	---

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康福祉部次長兼子育て支援課長 林 耕司	子育て支援課長 加藤 久喜	事後	部署異動に伴うもの
平成29年1月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	清須市 健康福祉部 子育て支援課 452-8563 愛知県清須市清洲一丁目6番地1 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	清須市 健康福祉部 子育て支援課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	事後	庁舎移転に伴うもの
平成30年5月21日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長 加藤 久喜	子育て支援課長	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
平成31年1月1日	IVリスク対策		IVリスク対策を追加	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
令和2年10月1日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	清須市 総務部 防災行政課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	清須市 総務部 総務課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	事後	